

名張市職員定数条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

近年、著しく増加する救急出動件数への対応体制の確保及び国が定める消防力の整備指針（以下「指針」といいます。）に基づき体制の強化を図るとともに、今後の段階的な定年年齢の引上げによる消防職員の高齢化に備えるため、名張市職員定数条例に定める消防部局の職員の定数を増員することについて、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の背景及び内容

本市の消防部局の職員の定数は、指針を基に算定しており、平成22年4月に消防庁舎の移転による通信指令業務の専任化に伴い、108人から現在の115人に増員し、平成29年4月には救急出動の増加、搬送先病院の広域化等への対応のため、採用後に消防学校に入校している新規採用職員を当該定数とは別に加算することとしてきました。

近年の救急出動件数は、平成22年の2,949件から令和5年には4,377件へと増加（詳しくは、資料②をご参照ください。）しており、その対応体制の確保が急務となっています。また、火災・救助時における出動部隊の統率と安全管理を担う指揮隊について、現行の2人体制から指針に基づく3人体制へと強化を図る必要があることから、消防部局の職員の定数を「115人」から「122人」に増員します。

なお、今回の条例改正による増員分の7人の採用については、消防職員の年齢構成等を踏まえ、計画的に行うこととします。

3. 施行期日

公布の日から施行します。